

令和 7 年 3 月 2 1 日成田市規則第 9 号

成田市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第 2 条 法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による乳児等通園支援事業の認可の申請は、乳児等通園支援事業認可申請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第 3 条 令第 3 6 条の 3 6 第 3 項の規定による乳児等通園支援事業の届出は、乳児等通園支援事業名称等変更届出書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

2 令第 3 6 条の 3 6 第 4 項の規定による乳児等通園支援事業の届出は、乳児等通園支援事業内容変更届出書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の承認の申請)

第 4 条 法第 3 4 条の 1 5 第 7 項の規定による乳児等通園支援事業の承認の申請は、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(成田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部改正)

2 成田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成 2 7 年規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 4 条の 1 5 第 2 項の」の次に「規定による家庭的保育事業等の」を加える。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「よる」の次に「家庭的保育事業等の」を加える。

第4条中「第34条の15第7項の」の次に「規定による家庭的保育事業等の」を加える。

[別記様式 略]